

議案第46号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 6 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

多目的広場の半面利用及び屋外照明設備の利用を開始する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の3中「すべて」を「全て」に改める。

別表第3の4の部多目的広場の項中「多目的広場」を「多目的広場（全面）」に改め、同項の次に次のように加える。

多目的広場 （半面）	800円（中学生以下の使用は、無料とする。）	3,200円	4,000円	4,400円	
---------------	------------------------	--------	--------	--------	--

別表第3の5の部を次のように改める。

5 屋外照明設備

施設の種別	貸切りの場合の限度額（1回30分につき）	
野球場（1面）	2,025円	
テニスコート（1面）	275円	
陸上競技場	全灯点灯	1,700円
	全灯の7割5分点灯	1,250円
	全灯の5割点灯	850円
多目的広場	全灯点灯（全面）	1,000円

	全灯の6割点灯（全面）	600円
	全灯の3割点灯（半面）	300円

備考 屋外照明設備を使用する場合は、施設利用料金の限度額に加算するものとする。

付 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。